全員協議会　資料４
令和８年 11 月 17 日
（図書館）

第３次流山市
子どもの読書活動推進計画（素案）

［令和９(2027)年度～令和 13(2031)年度］



流山市教育委員会

第３次流山市子どもの読書活動推進計画（素案）

目次

第１章　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　子どもの読書活動を推進する意義・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　計画策定の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　４　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　５　計画の期間・対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　第２次計画における子どもの読書活動の状況・・・・・・・・・・５
　１　第２次計画期間における主な取組の状況・・・・・・・・・・・・・・５
　２　子どもの読書活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　３　課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第３章　計画の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　１　３つの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　２　計画の推進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　３　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連・・・・・・・・・・・・２８

第４章　計画の具体的方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　１　発達段階ごとの読書活動の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　２　基本方針①子どもの読書環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・３０
　３　基本方針②家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による
　　子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　４　基本方針③子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及・・４０
　５　読書バリアフリー推進のための取組・・・・・・・・・・・・・・４１
　６　指標の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
　関連法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

第１章　計画策定の背景

１　子どもの読書活動を推進する意義

人は、読書などを通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすることができます。読書は、人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものであり、多感で行動範囲の限られている子ども時代においては、なおさら読書活動が必要となってきます。

子どもは読書を通して、自分の身近な場所以外の世界を知り、人の心を思いやることを知り、ふさわしい言葉を覚えることで自分を表現する手段を知ります。読書活動は、子どもが未来をたくましく切り開くための活力の源です。

各調査研究からみる、読書による効果の可能性

１）読書が好きな児童・生徒ほど各教科の正答率・スコアが高い傾向

（令和７年度学力学習状況調査より）

２）子どもの頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力と認知機能が高い傾向

（令和３年「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」国立青少年教育振興機構調査より）

３）読書時間と読み聞かせ頻度が高ければ、語彙力・読解力スコアも高まる傾向

（令和７年「子どもの語彙力・読解力に関する基礎分析−「子どもの生活と学び」研究プロジェクト「語彙力・読解力調査」より−」東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所編より）

２　計画策定の背景

（１）国の動向

国は、平成１３年１２月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行して子どもの読書活動の推進について国及び地方公共団体の責務を明らかにし、また同法第八条第１項の規定に基づいて平成１４年８月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境整備をすることを基本理念とし、施策の総合的かつ計画的な

推進を図るために定められたものです。令和５年３月には、その成果と課題を盛り込んだ第五次計画を策定し、以下の基本的方針を示しました。

○（国）第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」基本的方針

１　不読率の低減

２　多様な子どもたちの読書機会の確保

３　デジタル社会に対応した読書環境の整備

４　子どもの視点に立った読書活動の推進

（２）千葉県の動向

千葉県は、国の推進計画に基づいて、平成１５年３月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」の第一次計画を策定し、その後の国の動向や計画の成果と課題を踏まえ、令和７年１０月には第五次計画を策定しました。

○（県）第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」基本方針

１　社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

（１）不読率の低減

（２）子どもの視点に立った読書活動の推進

２　読書環境の整備と連携体制の構築

（１）多様な子どもたちの読書機会の確保

（２）デジタル社会への対応等読書環境の整備

（３）人材育成

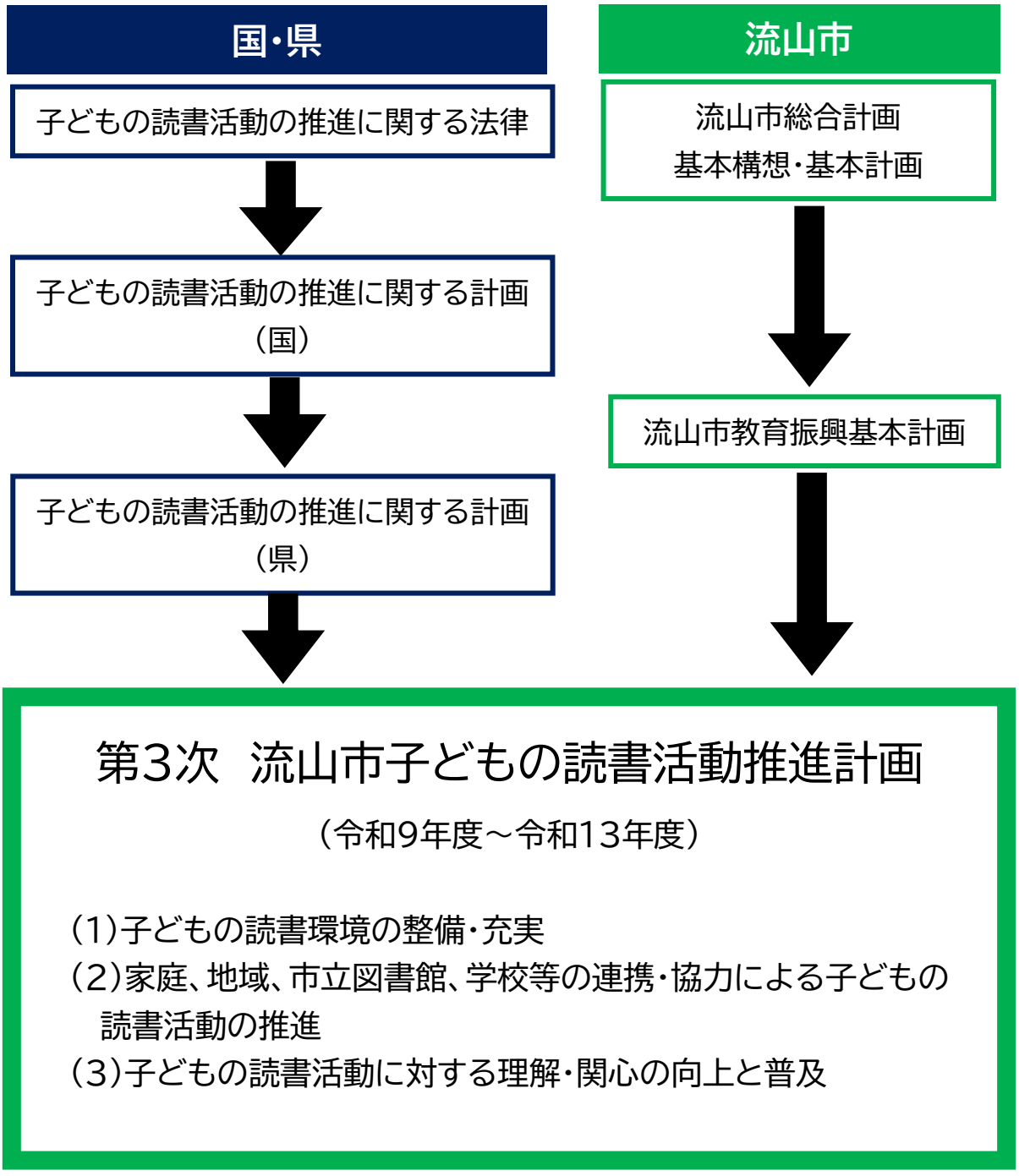
（４）連携・協力

（５）普及・啓発

（６）子どもの読書活動推進計画策定の推進

３　計画策定の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項は、国と県において策定された計画を基本として、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、市町村は「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と定めています。



４　計画策定の目的

流山市では、平成２９年３月に「流山市子どもの読書活動推進計画」の第１次計画を、令和４年３月に第２次計画を策定し、ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」（子育て関連施設に市立図書館司書がおすすめする絵本のセットを設置する事業）、サンコーテクノプラザ南流山地域図書館の開館、読書推進イベントの実施や読書普及展示、「オーディオブック」「読書記録機能」「読書シール」の導入、中央図書館改修事業、子どもの読書に関わる大人を対象とした講座の開催など、様々な施策に取り組んでまいりました。

その結果、市立図書館における子どもの利用登録者数の上昇、おはなし会の参加人数の増加、小・中学校図書館での貸出冊数の増加、子育て関連施設における市立図書館の団体貸出利用率の上昇など、一定の成果が認められました。

一方で、年齢が上がるにつれて不読率（１か月に１冊も本を読まない子どもの割合）が上昇していることや、電子書籍・オーディオブック等の非来館型サービスの充実と利用促進、子どもの読書活動に関する研修の周知と参加環境の整備、誰もが参加しやすい読書関連イベントの開催、過ごしたい場所として選ばれる図書館づくりなど、取り組むべき課題も明らかになりました。

また、ＧＩＧＡスクール構想による一人一台タブレット端末での学びの推進、スマートフォンや生成ＡＩの普及など、子どもを取り巻く環境は変化しています。こうした状況を踏まえ、次代の流山を担う子どもたちが、本にふれる機会を増やし、読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心と探究心を育てることができるように、子どもの読書活動の推進に家庭、地域、市立図書館、学校、保育所（園）、幼稚園、子育て関連施設が、計画的な施策の推進と子どもたちの読書環境づくりに、流山市全体で取り組んでいく指針となる「第３次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

５　計画の期間・対象

（１）期間

本計画の期間は、令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。

（２）対象

本計画の対象とする「子ども」とは、概ね１８歳以下の人をいいます。



第２章　第２次計画における子どもの読書活動の状況

１　第２次計画期間における主な取組の状況

	指標	指標の概要	進捗状況		
			基準年度（R1）	現状(調査実施年度/R7※1)	目標(R8)
①	市立図書館における乳幼児対象事業の取組状況	おはなし会の参加人数	5,459 人	**6,177 人△**	**7,200 人**
②	学校図書館図書標準の達成状況	蔵書冊数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校 81.3% 中学校 77.8%	**小学校** **36.8%▼** **中学校** **20%▼**	蔵書には古い資料も多分に含まれているため、計画的な購入と本の刷新を行う。
③	読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査において「読書はすきですか」の設問に対して、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する流山市の小中学校児童・生徒の割合	小学校児童 76.4% 中学校生徒 77.9%	**小学校児童** **70.1%▼** **中学校生徒** **60.7%▼**	小学校児童 80% 中学校生徒 80%
④	小学生・中学生・高校生期における読書の状況	市立図書館の年齢別貸出冊数における７～１２歳（小学校児童）、１３～１５歳（中学校生徒）、１６～１８歳（高等学校生徒）までの１人あたりの貸出冊数	小学校児童 4.5 冊/年 中学校生徒 3.0 冊/年 高等学校生徒 3.0 冊/年	**小学校児童** **4.3 冊/年▼** **中学校生徒** **2.9 冊/年▼** **高等学校生徒** **2.5 冊/年▼**	小学校児童 5.0 冊/年 中学校生徒 4.2 冊/年 高等学校生徒 3.8 冊/年
⑤	団体貸出の利用冊数	市立図書館の団体貸出における児童書の年間利用冊数	13,916 冊	**15,326 冊△**	18,000 冊
⑥	子どもの登録者数	市立図書館の１８歳までの登録者数	8,953 人	**9,541 人△※2**	15,000 人

※1 指標①④⑤⑥については、令和 7 年度は中央図書館の休館期間があるため、令和 6 年度の数値とした。

※2 指標⑥の現状値については、令和 5 年度の市立図書館電算システム更新に伴い、長期間利用のない登録者を除いて集計することとした。

【基本方針①子どもの読書環境の整備・充実】

○サンコーテクノプラザ南流山地域図書館を開館（令和４年）



南流山児童センターやカフェを併設し、開館以来子どもたちや地域の人々の憩いの場として親しまれています。

＜令和７年度実績＞
蔵書数：89,622 冊　利用者数：77,688 人
（うち 0～18 歳利用者 15,354 人）

○ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」(令和４年～８年)

ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」として、ブックセット（図書館司書おすすめの絵本のセット）を市内の子育て関連施設（保育所・園、認定こども園、幼稚園、児童館・児童センター・地域子育て支援拠点・センター、学童クラブ、障害児通所支援事業所等）計１７９施設に設置しました。（令和８年１月時点）

○各読書推進イベント実施（令和４年～令和８年）



■おはなし会・赤ちゃんおはなし会
■赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会
■人形劇のつどい
■声で届けるおはなし会
■「世界で一つだけのパフェをつくろう！」（絵本作家ワークショップ）
■南流山おしゃべり掲示板　ほか

○こどもの読書週間や夏休み等における各図書館での展示（令和４年～令和８年）



毎月、季節に合ったテーマの本を集めて、子どもたちが手に取りやすい工夫をしています。市立図書館では子どもの読書週間や夏休みにはより大きなコーナーを設け、特に夏休みには「宿題応援コーナー」として自由研究や読書感想文の参考になる本を展示し、多くの利用がありました。

○「読書記録機能」「読書シール」を市立図書館に導入（令和５年）



図書館で貸出した資料の表紙画像やタイトル、著者、出版社などの情報が印字されたシールを小・中学生に配布している「読書手帳」に貼ることで記録が残り、読書意欲を高めます。また、読書記録を図書館ホームページからも確認できるようになりました。

○オーディオブックを市立図書館に導入（令和６年）

オーディオブックは、「耳で聴く本」ともいわれる音声コンテンツです。活字を読むことが困難な人も利用しやすく、スマートフォンやパソコンからアクセスして利用できるため、図書館に直接来館しなくとも利用ができます。

○読書バリアフリーに関するイベントを開催（令和４年～令和８年）

■見て聴いて楽しもう！　手話のついたスペシャルおはなし会

■Touch&Feel　布絵本をつくろう　■こども点字教室　ほか

○公立小中学校図書館システム更新による学校間での蔵書検索機能の向上・相互貸借の活発化（令和６年）

公立小中学校の蔵書の所在や貸出状況が子どもたち自身でも確認できるようになり、市内の学校間で相互に本の貸し借りが行いやすくなりました。

○中央図書館改修工事（令和７年～８年）



床がカーペット敷きとなり、館内サインにピクトグラムを導入したほか、バリアフリートイレや赤ちゃんほっとスペースを整備するなど、子育て中の方も安心して利用できる空間となりました。

○小・中学校図書館での貸出冊数が増加

令和元年度：小学校１８２，６２６冊・中学校６，３３１冊→令和６年度：小学校４７８，８９５冊・中学校２８，５８２冊

【基本方針②家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動推進】

○ボランティア団体と連携した読書推進イベントの開催（令和４年～令和８年）



■こども読書まつり
■人形劇のつどい
■おはなし会　他
（定例おはなし会、わくわくおはなし会、おはなし会スペシャル、声で届けるおはなし会　など）

○子育て関連施設における市立図書館の団体貸出利用率が改善

子育て関連施設全体　令和２年度：21.1%→令和７年度：30.1%　（第２次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査結果・令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果より）

○図書館司書のおすすめの本のリストを市内小・中学校に配布（令和４年～８年）

①小学１・２年生向け②小学３・４年生向け③小学５・６年生向け④中学生向けのおすすめの本のリストを配布しました。

https://www.library-city-nagareyama.jp/yoran-top/booklist/#06

【基本方針③子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及】

○子どもの読書活動推進計画関連講座（令和４年～令和８年）

子育て関連施設の職員やボランティア等に向けて、子どもの読書活動への理解を深める講座を開催しました。

■「子どもの読書　はじめの一歩」（講演会）
■「子どもと楽しむお話の世界～ストーリーテリング入門～」
■「紙芝居講習会」
■「わらべうた講習会」
■「10 代と本をつなごう―中高生と本をつなげるヒント―」（令和８年６月予定）

○学校における保護者への読書啓発活動実施状況が改善

小学校：70.6%（R2）→75.0%（R7）　高等学校：25.0%（R2）→75.0%（R7）（第２次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査結果・令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果より）

２　子どもの読書活動の現状

【令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査】

本計画を策定するにあたり、流山市における家庭や地域での子どもの読書活動状況を把握するため、アンケート調査「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査」を実施しました。

調査方法

対象者及び対象施設に調査票を配布し、電子申請またはアンケート用紙にて回答していただきました。

調査期間

令和７年９月１日から同年１１月２１日まで

調査対象

①児童・生徒

市内の小学２年生、小学６年生、中学３年生、高校２年生、特別支援学校２年生

②保護者

市内保育所・幼稚園に通う年長児の保護者及び向小金小学校、東深井小学校、おおぐろの森小学校、八木南小学校、流山北小学校、南流山小学校の就学時検診対象児童

③事業所

ア　市内の学校図書館

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

イ　市内の子育て関連施設

保育所・保育園、認定こども園、幼稚園、児童館・児童センター、地域子育て支援拠点・センター、学童クラブ、障害児通所支援事業所

回収結果（回答率は、小数点第一位を四捨五入）

（１）児童・生徒

対象者		対象者数	回答数	回答率
小学２年生	２０校・全クラス	２，４８２人	１，７９９人	７２％
小学６年生	２０校・全クラス	２，１５６人	１，５８０人	７３％
中学３年生	１０校・全クラス	１，７８５人	９３６人	５２％
高校２年生	４校・全クラス	９５８人	４１６人	４３％
特別支援学校２年生	２校・全クラス	１２２人	８７人	７１％
計		７，５０３人	４，８１８人	６４％

（２）保護者

対象者	対象者数	回答数	回答率
年長児保護者	－	１４５人	－

（３）事業所

ア　学校図書館

対象施設	対象施設数	回答数	回答率
小学校図書館	２０校	２０校	１００％
中学校図書館	１０校	１０校	１００％
高等学校図書館	４校	４校	１００％
特別支援学校図書館	２校	２校	１００％
計	３６校	３６校	１００％

イ　子育て関連施設

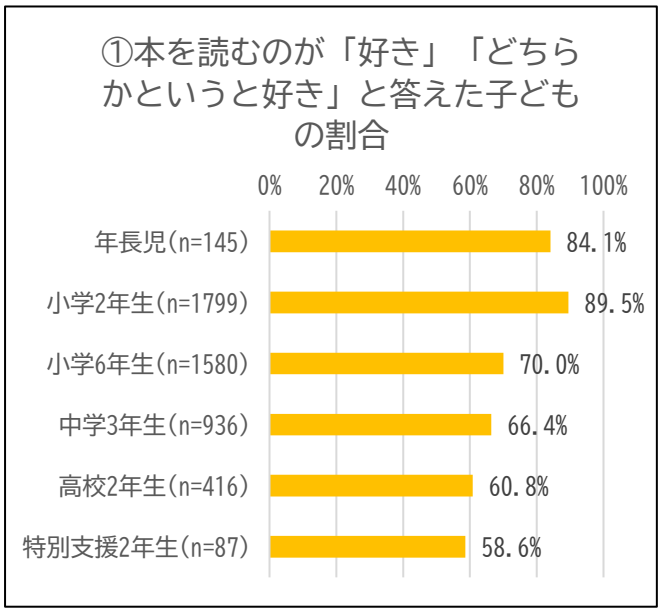
対象施設	対象施設数	回答数	回答率
保育所・保育園	１０３施設	４８施設	４７％
認定こども園	９施設	２施設	２２％
幼稚園	１０施設	９施設	９０％
児童館・児童センター	９施設	９施設	１００％
地域子育て支援拠点・センター	１３施設	３施設	２３％
学童クラブ	３９施設	２３施設	５９％
障害児通所支援事業所	５４施設	４２施設	７８％
計	２３７施設	１３６施設	５７％

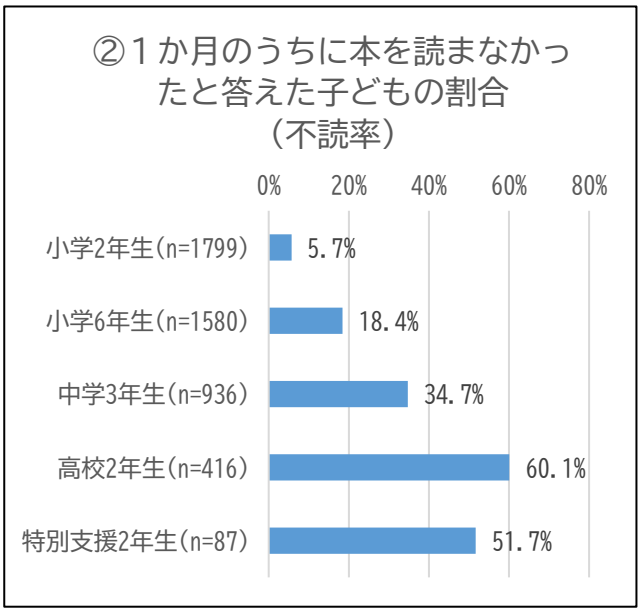
（１）子どもの読書の現状

調査結果①より、「読書が好き」と答えた子どもの割合は学年が上がるにつれて低くなっており、また調査結果②より、１か月のうちに全く本を読まなかった子どもの割合は、学年が上がるにつれて高くなる傾向にあることが明らかになりました。

調査結果③より、本を読まなかった理由として、「忙しかった」という理由以外に「普段から本を読まない」ことが理由の上位にあり、本を読む習慣自体がない層が一定数存在することがわかりました。また、「読みたい本がない」という理由がどの年齢でも上位に入っており、調査結果④から「自分に合った面白い本がわかる」「読みたい本がすぐ読める」環境であれば、同世代がもっと読書をするのではないかという考えの層があることが判明しました。このことから、子どもが興味をもった本をいつでも手に取れる環境づくりが必要と考えられます。

年長児の読書の状況としては、調査結果⑤より、約７割～8 割の年長児保護者が読み聞かせを行っていました。しかし市立図書館等の読書関連イベントには、調査結果⑥より開催は知っていても主に各家庭で都合がつかないため、参加が難しい状況であることが確認できました。読み聞かせに関心のある保護者が多い一方で、読書イベントまで参加するほど時間等に余裕のない状況であることが推察されます。





（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p4, 23 参照）

③本を読まなかった理由

	小学 2 年生（n=142）	小学 6 年生（n=763）	中学 3 年生（n=898）	高校 2 年生（n=604）	特別支援 2 年生（n=89）
1 位	べんきょうやならいごとなどで、いそがしかった	ふだんから本を読まないから	勉強や部活動や習い事などで忙しかった	普段から本を読まないから	ゲーム・テレビ・インターネットなど、ほかのことをしたい
2 位	ゲーム・テレビ・インターネットなど、ほかのことをしたい	読みたい本がなかった	普段から本を読まないから	読みたい本がなかった	ふだんから本をよまないから
3 位	よみたい本がなかった	本を読むのがめんどう	読みたい本がなかった	本を読むのが面倒	本をよむのがめんどう

（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p5 より１位～３位を掲載）

④同年代がもっと読書をするには何が必要か

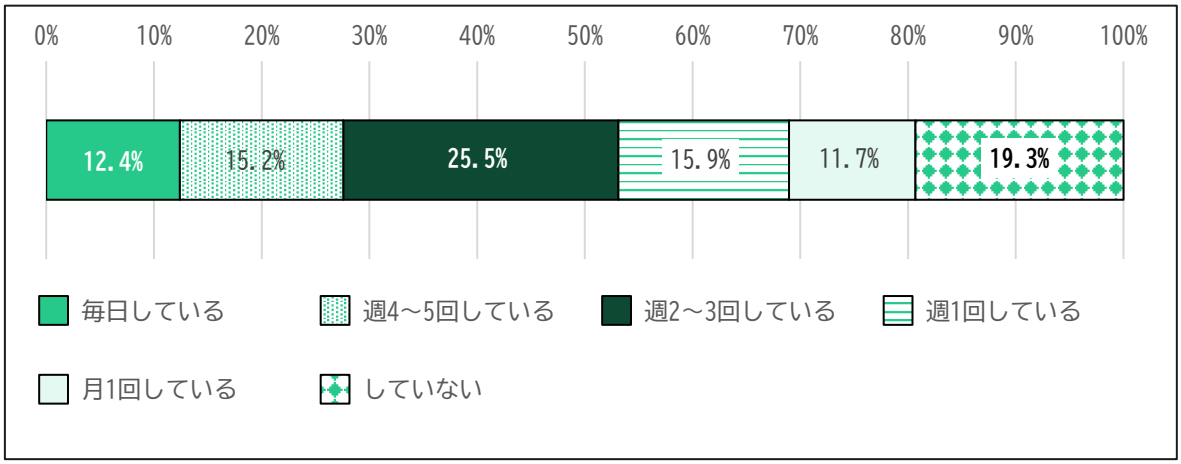
	小学 6 年生（n=3592）	中学 3 年生（n=1977）	高校 2 年生（n=714）	特別支援 2 年生（n=143）
1 位	自分に合った面白い本がわかる			読みたい本がすぐ読める
2 位	読みたい本がすぐ読める			自分に合った面白い本がわかる
3 位	自由な時間が増える			わからない

（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p20 より１位～３位を掲載）



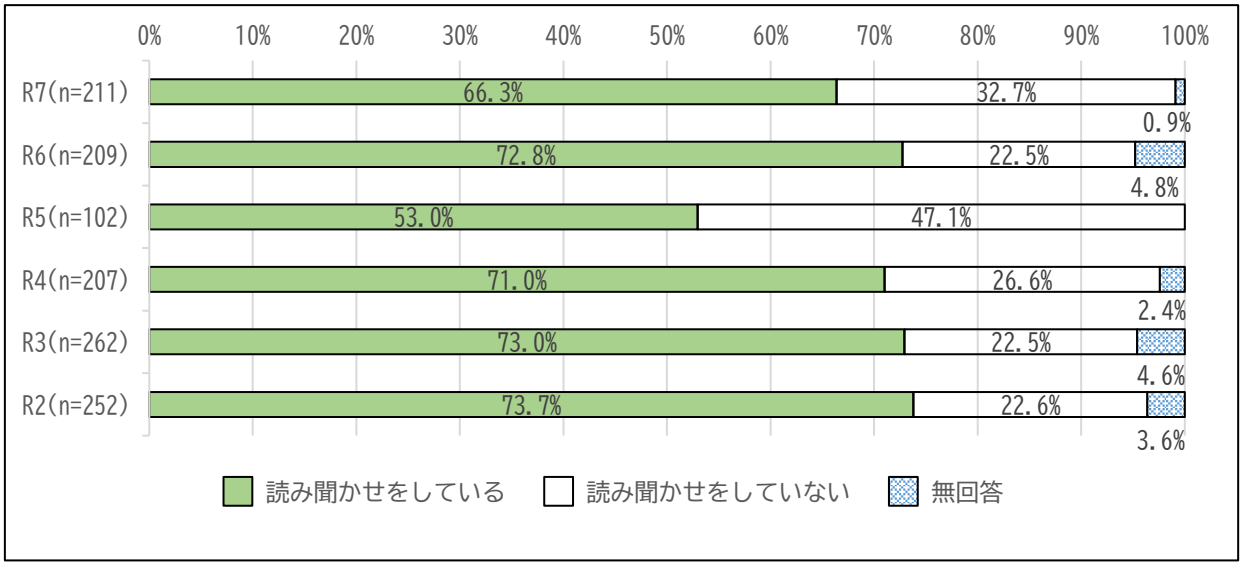
⑤子どもに読み聞かせをしているか

【年長児保護者】（n=145）



（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p23 参照）

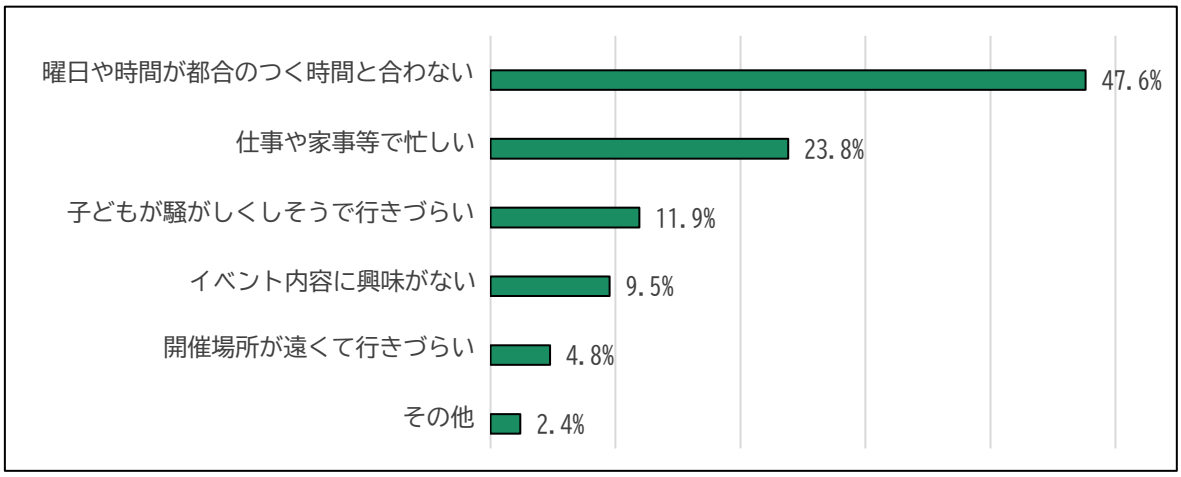
【未就学児および小学１～３年生保護者】



※令和 5 年度のみ小学 1～3 年生の保護者のみが対象

（「令和 2～7 年度ながれやままちづくり達成度アンケート結果」参照）

⑥年長児保護者が図書館や公民館等での読書関連イベントの開催を知ったうえで、参加したことがない理由（n=42）



（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p27 参照）

（２）子どもの読書環境

調査結果①より、子どもが本を読むときに利用するところとして、一番多いのは「家にある本」であることが判明しました。一方で調査結果②より、自分の本が 10 冊以内であると回答した割合は、年齢が上がるにつれて増えており、高校 2 年生に至っては 49.3%を占めています。このことから、学年が上がるにつれて、読書の幅が狭くなっている傾向が推察できます。

調査結果③より、子育て関連施設の蔵書数においては、50 冊以下の施設が保育園、地域子育て支援拠点・センター、学童クラブ、障害児通所支援事業所においてみられ、子育て関連施設全体の 23.5%を占めました。

調査結果④より、非来館サービスである電子書籍・オーディオブックの利用状況については、「存在を知らなかったので、利用したことがない」と答えた子どもは、どの学年においても 3 割～6 割を占めました。一方で調査結果⑤より、市立図書館を利用しない理由として「特に用事がない」「家にある本をよむ」「遠くて行きづらい」「利用する時間がない」ことが主な理由としてあげられています。

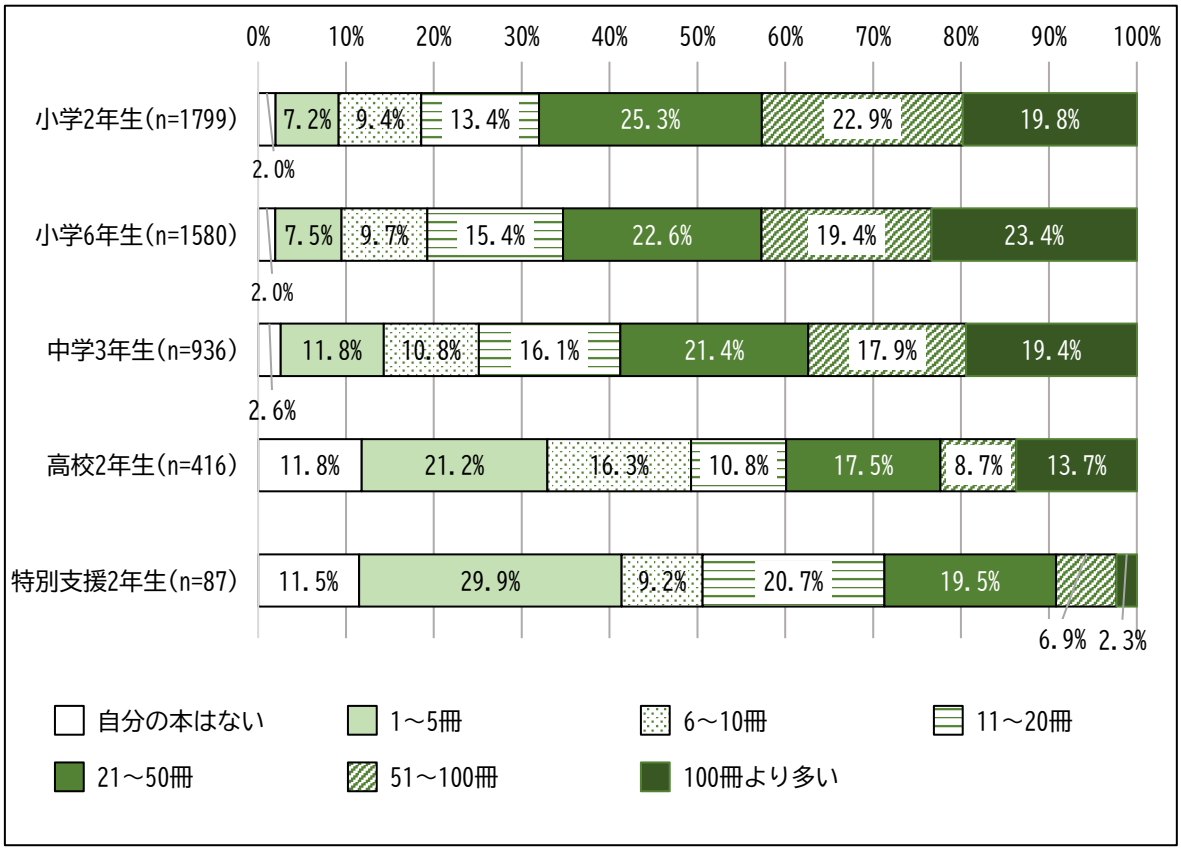
これらの結果から、子どもたちが様々な資料に親しめる市立図書館を身近に感じ、気軽に使える工夫や周知が必要と考えられます。

①子どもが本を読みたい時に利用するところ

<table>
<tr><th></th><th>年長児
（n=359）</th><th>小学 2 年生
（n=3716）</th><th>小学 6 年生
（n=3384）</th><th>中学 3 年生
（n=2393）</th><th>高校 2 年生
（n=915）</th><th>特別支援 2 年生
（n=147）</th></tr>
<tr><td>1
位</td><td colspan="6">家にある本を読む</td></tr>
<tr><td>2
位</td><td>保育園・
幼稚園</td><td>学校図書館</td><td colspan="4">書店</td></tr>
<tr><td>3
位</td><td>図書館</td><td>書店</td><td colspan="2">学校図書館</td><td>電子書籍</td><td>学校図書館</td></tr>
</table>

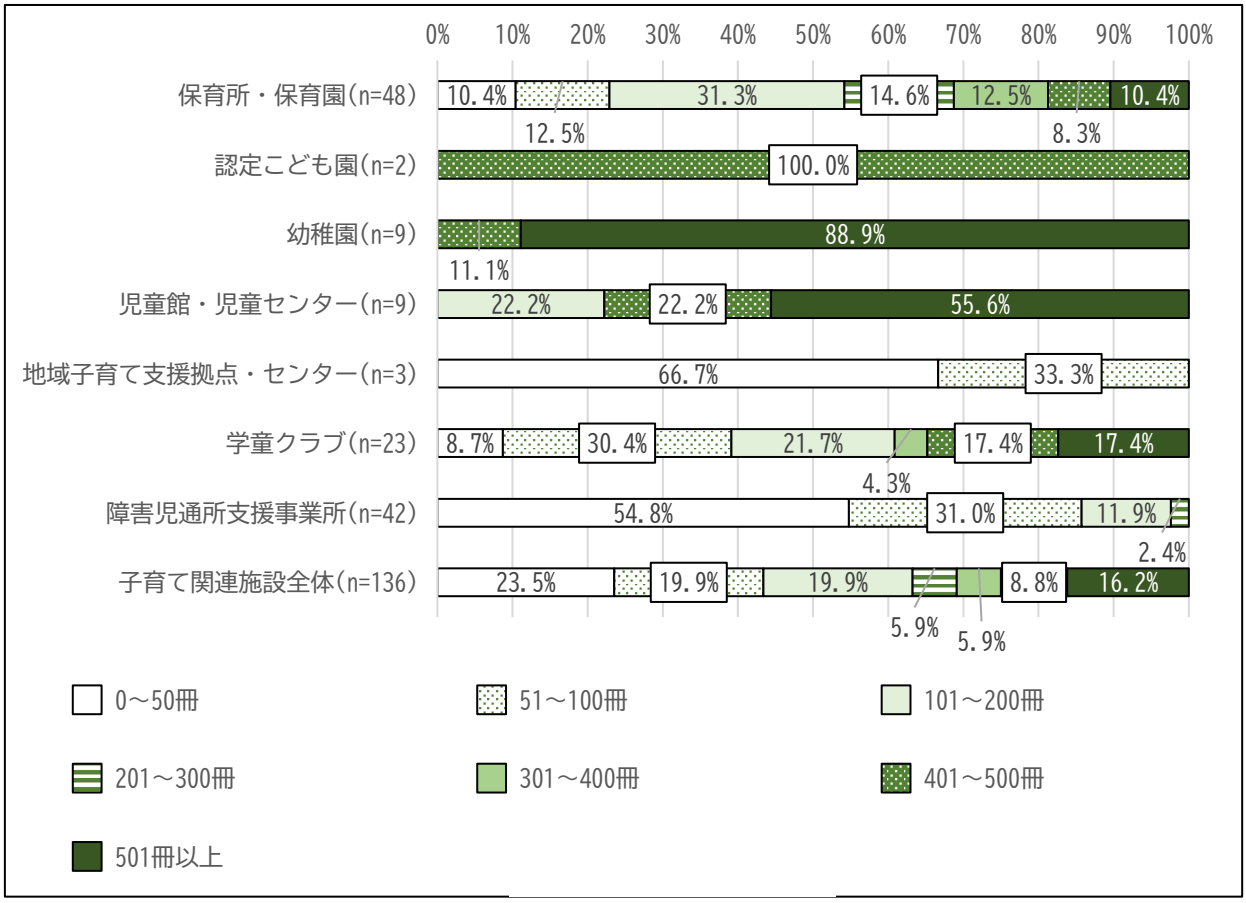
（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p7, 24 より１位～３位を掲載）

②家にどのくらい自分の本があるか



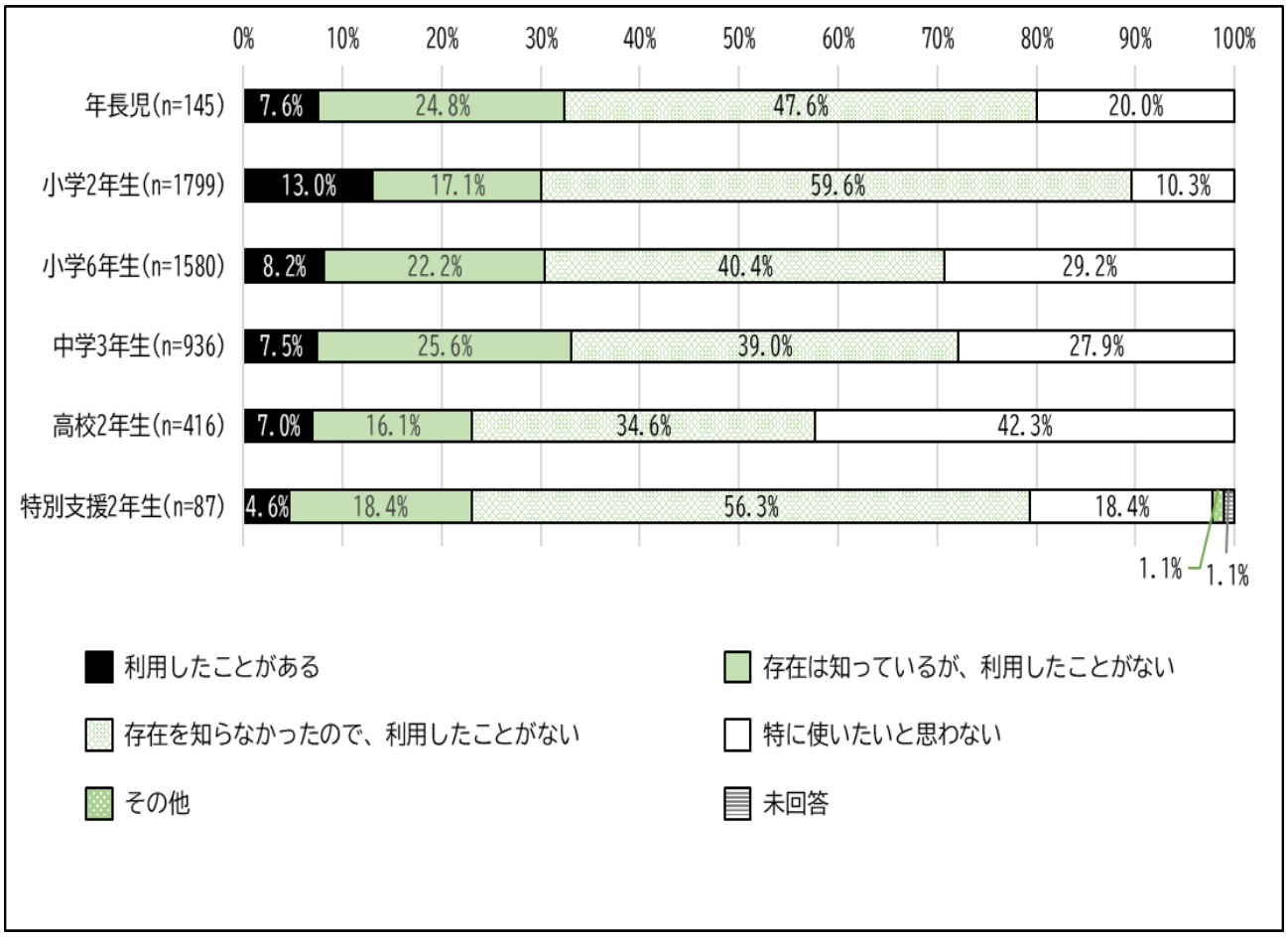
（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p12 参照）

③子育て関連施設の児童書の蔵書冊数



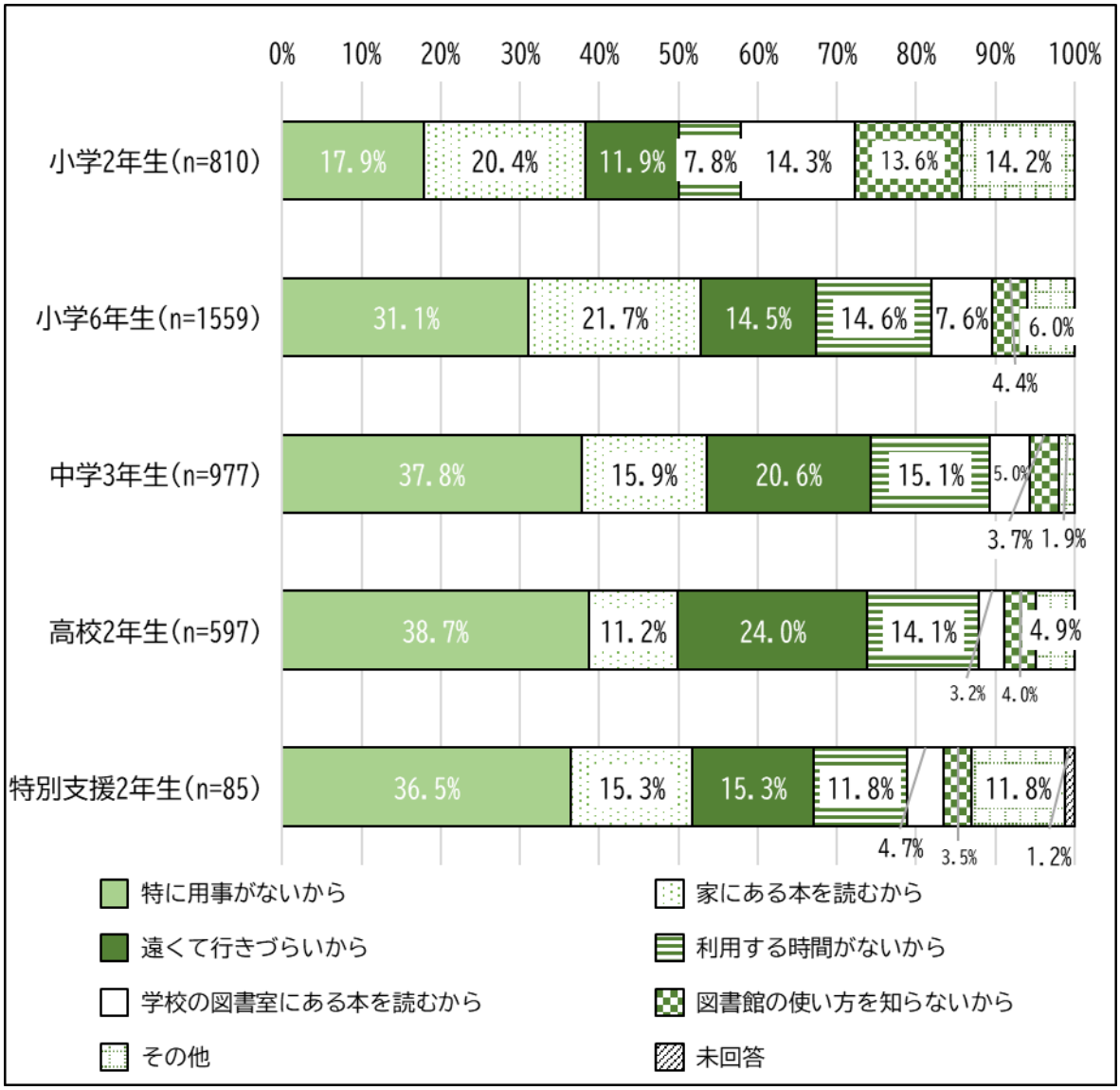
（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p46 参照）

④市立図書館の電子書籍・オーディオブック利用状況



（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p12, 26 参照）

⑤市立図書館を利用していない理由

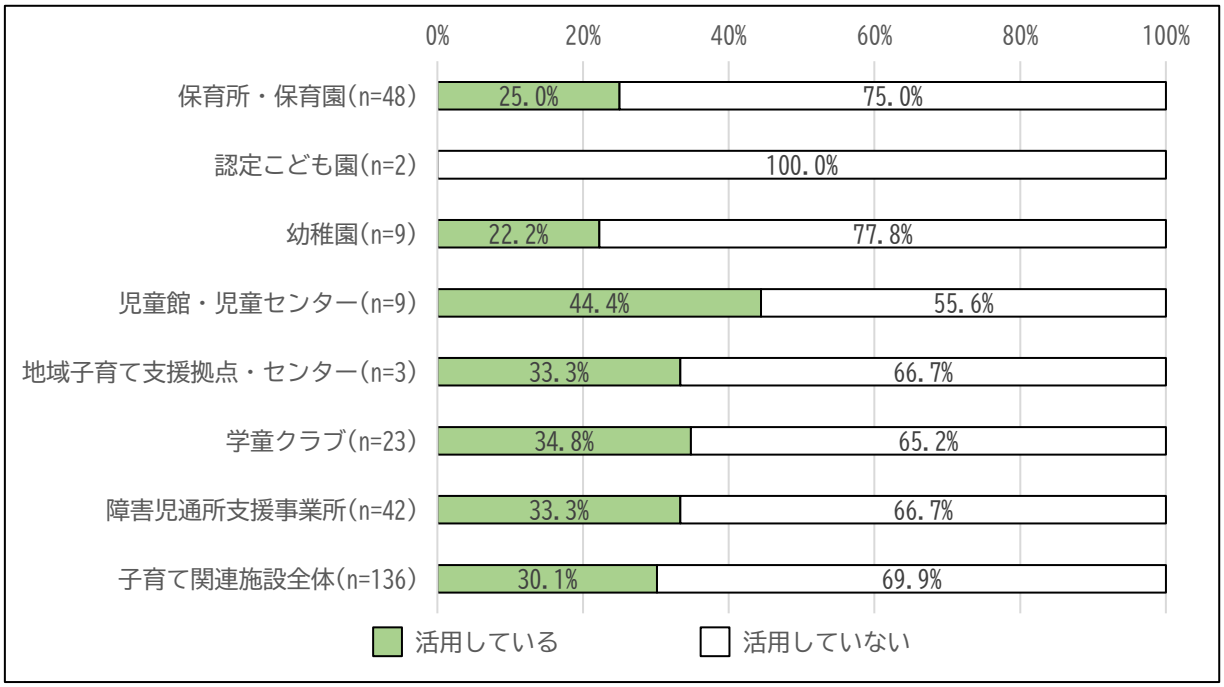


（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p17 参照）

（３）読書活動に係る連携状況

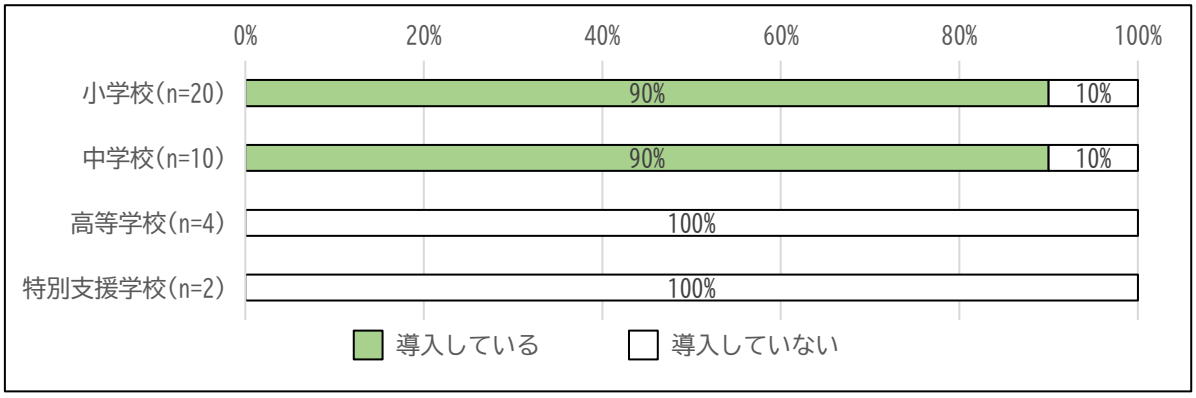
子育て関連施設と市立図書館の連携状況として、調査結果①より市立図書館の団体貸出を利用していると答えた施設は全体で 30.1%でした。また、学校図書館とボランティアの連携状況として、調査結果②より小中学校では 90%が読書活動にボランティアを導入している一方、高等学校および特別支援学校での導入はありませんでした。子どもがさまざまな資料に親しみ、またそのための環境を整えるため、図書館資料やボランティアの活用を進めていく必要があります。

①子育て関連施設の市立図書館団体貸出利用状況



（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p46 参照）

②学校におけるボランティアの読書活動への導入状況



（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p38 参照）

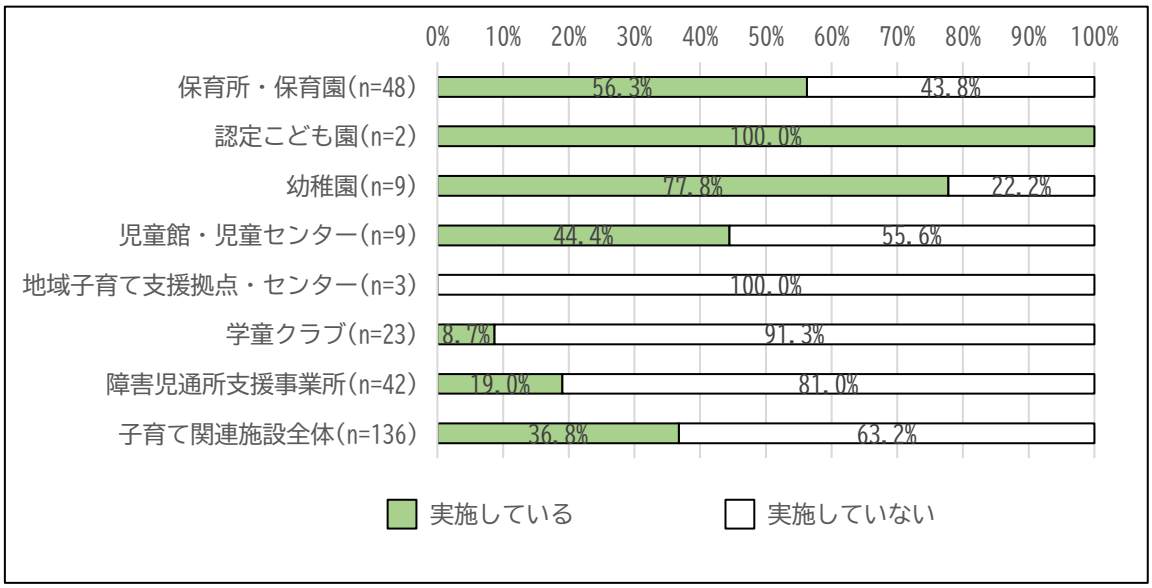
（４）読書啓発活動の実施状況

読書啓発活動の実施状況として、調査結果①より子育て関連施設において保護者に読書啓発活動を実施している施設は、全体でみると 36.8%でした。保育所・保育園、認定こども園、幼稚園での実施率が 5 割を超えているのに対し、学童クラブ、障害児通所支援事業所では 2 割以下の実施率であり、地域子育て支援拠点・センターでは実施がありませんでした。また調査結果②より、学校においては小・中・高等学校においては 7 割～8 割の実施率でしたが、特別支援学校においては実施がありませんでした。このことから施設により、実施状況に差があることが判明しました。

また調査結果③より、保護者が年長児に行っている読書啓発活動として、「子ども向けの本を買う」「本の読み聞かせ」「図書館を利用する」が上位にのぼりました。一方で、「おはなし会など読書に関するイベントに連れていく」は 5.5%、また「行っていることはない」という回答は 1.7%でした。

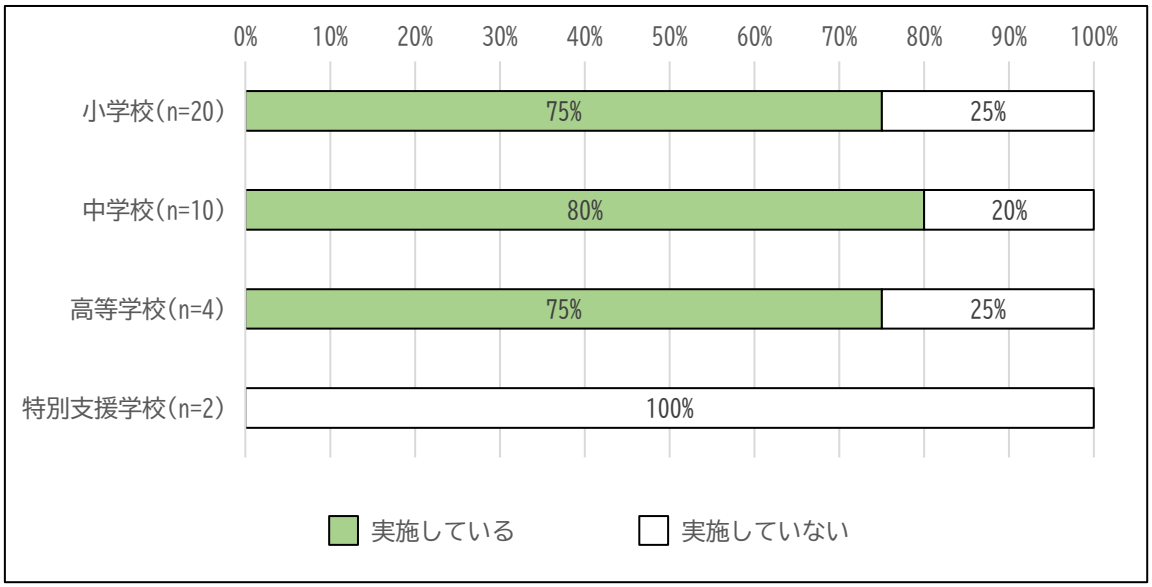
調査結果④より、子育て関連施設職員の子どもの読書活動に関する研修会参加状況において、全体でみると 2 割に届かない結果となりました。幼稚園・認定こども園では 5 割～7 割の施設の職員が研修会に参加している一方で、地域子育て支援拠点、学童クラブ、障害児通所支援事業所等の職員の参加はなく、施設により参加状況に差があることが判明しました。

①子育て関連施設における保護者への読書啓発活動の実施状況



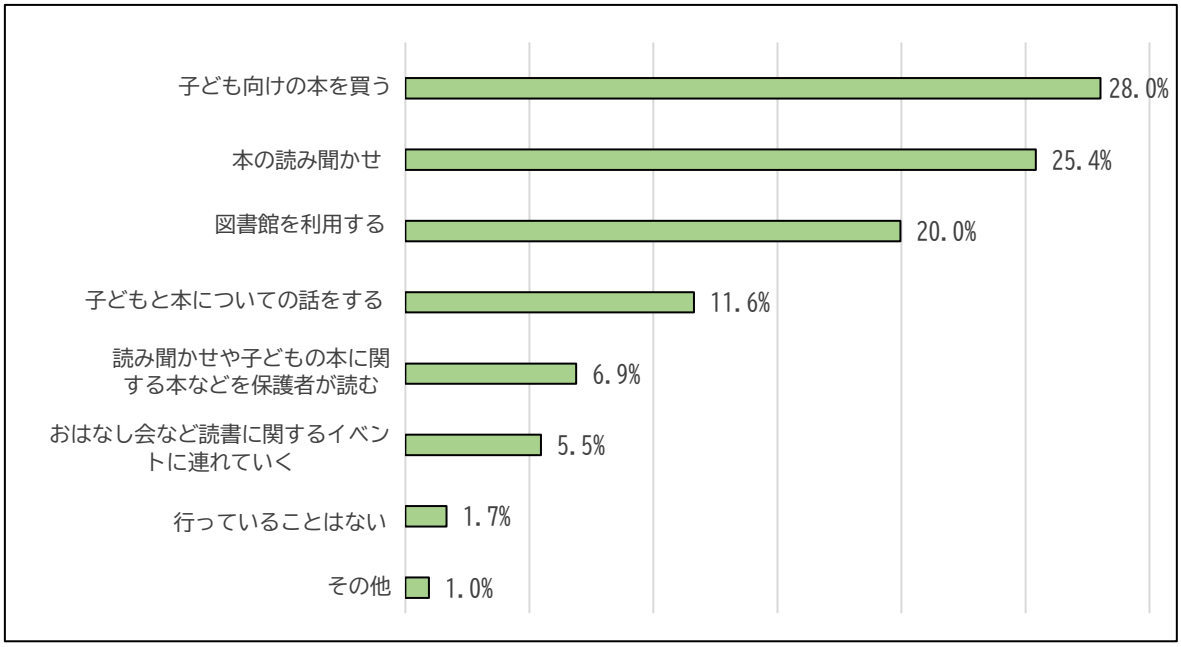
（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p54 参照）

②学校における保護者への読書啓発活動の実施状況



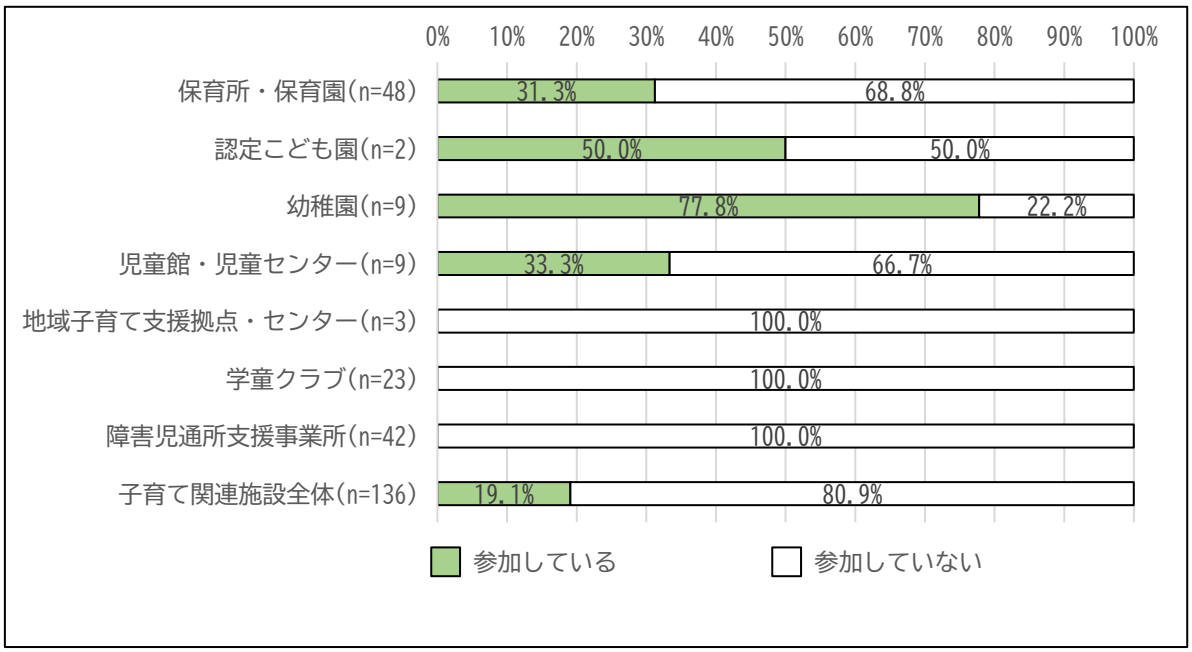
（「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p42 参照）

③保護者が年長児に行っている読書啓発活動(n=421)



(「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p28 参照)

④子育て関連施設職員の子どもの読書活動に関する研修会参加状況



(「令和７年度流山市子どもの読書活動の推進に関する調査結果」p55 参照)

３　課題

「令和７年度子どもの読書活動の推進に関する調査結果」等から、子どもの読書習慣の定着に向けて、興味・関心に合った本との出会いの創出や、家庭や施設、地域で子どもの読書を支える人材の育成、図書館や読書関連サービスの認知度向上等が求められています。

この現状を踏まえ、本計画における課題を以下の７点に整理します。

（１）学校段階の進行に伴う読書離れ

学校段階が進むにつれて「読書が好き」と回答する児童・生徒の割合が減少し、１か月間に本を１冊も読まない「不読率」が上昇する傾向にあります。

乳幼児期から育んできた読書への興味を年齢が上がっても継続し、生涯にわたる読書習慣を定着させるための取り組みが求められています。

（２）電子書籍・オーディオブックの利用促進

子どもが本を読みたい時に利用するものとして、高校２年生では「電子書籍」が上位に挙がっています。その一方で、市立図書館が提供する電子書籍やオーディオブックの利用経験は、いずれの年代でも１５％未満にとどまっています。

また、市立図書館を利用しない理由として「遠くて行きづらい」と回答した層も各年代で一定数存在することから、電子書籍やオーディオブック等の非来館型サービスの充実と周知、利用促進が課題となっています。

（３）子どもが主体的に読書に親しむ環境づくり

１か月間に本を１冊も読まなかった理由として、小学６年生以上の年代では、「普段から本を読まない」という回答が上位を占めています。子どもの年齢が上がるにつれて読書の習慣が失われていく現状が見て取れます。

子どもたちが考える読書を増やす方法には、「自分に合った面白い本がわかる」「読みたい本がすぐ読める」といったことが挙げられており、本に出会うための情報の提供や、読みたい本にすぐアクセスできる環境の整備が必要です。

（４）子どもの読書活動に関する研修の周知と参加環境の整備



子どもの読書活動に関する研修において、地域子育て支援拠点、学童クラブ、障害児通所支援事業所等の職員の参加率は低い状況にあります。

しかし、自由記述の要望等では、障害児向けの本の選定など専門的な研修を望む声も上がっていることから、各施設のニーズにあった研修内容の検討や、多忙な職員でも参加しやすい環境の整備が求められています。

（５）誰もが参加しやすい読書関連イベントの開催

年長児保護者の約６割が、図書館や公民館の読書推進イベントに参加したことがないと回答しています。

不参加の理由としては、開催日時が都合と合わない、場所が遠くて行きづらいという回答のほか、「子どもが騒がしくしそうで行きづらい」という心理的なハードルも挙げられていました。

誰もが気兼ねなく、都合に合わせて参加できる読書関連イベントの企画や、開催方法の工夫に努める必要があります。

（６）子どもに届く効果的な広報の展開

子どもたちが図書館を利用しない理由として、各年代に「図書館の使い方を知らない」という回答があり、その他の自由記述では「どこにあるかわからない」「図書館があることを知らなかった」という回答も寄せられました。

子どもの読書を増やす方法として、「自分に合った面白い本がわかる」ことが求められていることからも、子どもたちの目線に立ち、多様な本や図書館の情報をしっかり届けるための効果的な広報を展開することが課題です。

（７）過ごしたい場所として選ばれる図書館づくり

子どもたちが図書館を利用しない理由として、各学年で、「特に用事がない」が１位から２位を占めています。

図書館を、本を借りて返すだけの場に留めず、子どもたちが過ごしたい場所として選べるような、魅力ある空間づくりが求められています。

図書館を訪れる機会を増やすことで、自然なかたちで読書への興味に繋げていく必要があります。



第３章　計画の基本的方針

１　３つの基本方針

（１）子どもの読書環境の整備・充実

子どもが自発的に読書活動を行うためには、いつでも発達段階に合った本にふれ、どこでも読書を楽しむことができ、自分自身で興味を持ったことを積極的に調べることが出来るなど、読書環境が整っていることが重要です。そのため、子どもが読書に親しむ機会を増やすとともに、人的サービスの充実に努めます。

（２）家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

子どもが読書の習慣を身に付けるためには、子どもにとって身近な環境である家庭、地域、市立図書館、学校、保育所（園）・幼稚園、地域子育て支援拠点・センター、学童クラブ、障害児通所支援事業所、子育て支援施設等が連携し、社会全体で取り組んでいく必要があります。それぞれが役割を認識し、情報交換をするなど、協力しあって活動を進めていきます。

（３）子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

社会全体で読書活動を推進していくためには、まず市民や関連機関の読書活動に対する理解と協力が必要です。そのために、子どもと保護者や子どもに関わる大人に対して、読書活動に関する情報を提供するとともに、読書の意義について啓発活動に努めます。

２　計画の推進と評価

本計画の実施状況については、本市の子どもの読書活動の現状や市の取組状況を踏まえて、生涯学習審議会で点検・評価し、主管課（図書館）は関係課との連携のもと、事業を適宜見直していきます。



３　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連

ＳＤＧｓとは、平成２７年（2015 年）国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための１７のゴール（目標）・１６９のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、「目標４　すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が挙げられます。



出典：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部資料

第４章　計画の具体的方策

第２次計画の１２１の事業から、第３次計画では基本方針に基づき、「乳幼児期」「小学生期」「中・高校生期」の発達段階ごとに各事業を位置づけ、新規事業も含めて４６の事業に整理し、子どもの読書活動の推進に計画的に取り組んでいきます。

また、第２次計画より引き続き、読書バリアフリー推進のための取り組みと目標とする指標の数値についても定めました。

１　発達段階ごとの読書活動の特徴

（１）乳幼児期（概ね０歳から６歳くらいまで）

保護者をはじめとする周囲の大人とのふれあいを通じ、言葉と感性を育む重要な時期です。子どもたちがお話や言葉と出会えるよう、市立図書館や子育て関連施設で絵本の読み聞かせやわらべうた等を体験する機会を提供します。

家族の絆を深める家庭読書を推進するとともに、地域全体で乳幼児の読書環境を整備していきます。

（２）小学生期（概ね６歳から１２歳くらいまで）

低学年では一人で本を読むことから始まり、語彙が増え、文字から場面をイメージすることができるようになります。さらに、中学年以降からは最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いも表れ始めるほか、興味や関心の広がり方も異なっていきます。一人一人が読書の楽しさを知り、本を読む習慣を身につけられるよう、図書館や学校では特集展示やおはなし会などの様々な本にふれる機会をつくるとともに、子どもを取り巻く人々へ向けて情報発信と子どもの読書活動に対する理解を深めるための取り組みを進めていきます。

（３）中・高校生期

興味や関心の深まりに応じて本を選択し、読書がより多様となる時期です。

児童書から一般書へと対象を広げていく中で、自分を表現するための豊かな言葉を培っていきます。一方で、部活動や受験のため多忙な生活状況であることを踏まえ、電子書籍やオーディオブック等の活用により、読みたい本や必要な情報に効率よくアクセスできる環境を整備する必要があります。あわせて、進学や就職といった将来の目標に役立つ本との出会いもサポートしていきます。



２　基本方針①子どもの読書環境の整備・充実

No.１ 様々な興味や関心に応える図書館資料の収集・整理（継続）

【第２次計画事業番号：９，10，38，39，40，42，51，53，77，78，79，81，83，90，92，98，115】

市立図書館では長く読み継がれてきた基本的な図書を整備し、新刊をはじめ、子どもたちの様々な興味や関心に応える幅広い資料を収集することで魅力ある蔵書の構築を図ります。特に以下の資料については積極的に収集を行います。

・乳幼児向け絵本
・外国語絵本
・電子書籍やオーディオブック等の電子資料
・調べ学習に活用できるレファレンスブック等の参考資料
・流山市の郷土資料
・進学・就職に関する資料

No.２ 子ども用利用案内やブックリスト等の作成・配布（継続）

【第２次計画事業番号：３，６，12，18，35，46，52，58，85，91，113】

市立図書館は、子ども用利用案内や学年別に作成した「おすすめの本」のブックリスト等を学校や子育て関連施設へ配布します。

特に「おすすめの本」のブックリストは、世の中の動きや子どもたちの興味・関心を反映し、内容を更新していきます。



No.３ 子どもがわかりやすい書架表示・レイアウトの工夫（継続）

【第２次計画事業番号：11,41,53,80,83,92,98】

市立図書館では、子どもたちが自ら目的の資料を探せるよう、わかりやすい書架表示や配架を行います。また、「乳幼児向けブックコーナー」「流山コーナー」「ティーンズコーナー」など対象やテーマに応じたコーナーを設置し、利用しやすい図書館を目指します。



No.４ 子どもが使いやすいホームページと蔵書検索システムの構築（継続）

【第２次計画事業番号：８,37,76】

市立図書館では、子どもが使いやすいホームページと蔵書検索システム（ＯＰＡＣ）の構築を図ります。

ＡＩ等の技術革新に合わせた計画的なシステム更新を行い、面白い本との出会いや読書体験を支えるデジタル環境を整備します。



No. 5 子ども向けの読書普及事業の実施（継続）

【第２次計画事業番号：11, 12, 13, 22, 44, 45, 53, 56, 92】

市立図書館では、おはなし会や特集展示に加え、本への興味・関心を呼び起こすような読書普及事業を展開し、子どもたちの図書館利用を促進します。

また、イベント参加者へのアンケート等を通じて把握した子どもたちの意見を反映し、より魅力ある事業の実施に努めます。



No. 6 読書手帳の配布（継続）

【第２次計画事業番号：43, 82】

市立図書館では、読んだ本を記録することができる「読書手帳」を配布し、子どもたちの読書意欲の向上と自発的な読書活動を推進します。

第３次計画では、従来の小・中学生に加え、高校生まで拡大して配布します。



No. 7 児童サービスを担う学校・市立図書館司書の研修・講座への参加（継続）

【第２次計画事業番号：15, 47, 65, 86, 102】

学校・市立図書館においては、児童サービスを担う司書を適正に配置し、研修等への参加を通じて、子どもたちの読書活動を支える職員の資質向上を図ります。

No. 8 子育て関連施設等の職員、ボランティア等を対象とした研修や講座の実施（継続）

【第２次計画事業番号：12, 16, 48, 49, 59, 60, 65, 87, 88】

子育て関連施設等の職員やボランティア等を対象とした研修や講座を開催し、各現場における読書活動の質の向上を図ります。広報や開催方法の工夫により、幅広い層の参加が可能となるよう努めます。

No. 9 学校図書館の活動計画の作成（継続）

【第２次計画事業番号：68, 69, 104, 105, 111】

学校図書館では、年間の活動計画を作成し、日常の教育活動において、より効果的に学校図書館が利用されるように努めます。

No. 10 学校図書館資料の整備（継続）

【第２次計画事業番号：62, 65, 99, 102】

学校図書館において、子どもたちが読書の楽しさを味わえる本や学習用資料を計画的に整備し、電子書籍を含めた蔵書の充実を図ります。

あわせて、継続的に蔵書の見直しを行い、児童・生徒及び教員が効果的に活用できる学校図書館を目指します。

No. 11 ＩＣＴと学校図書館を活用した情報リテラシー教育の推進（継続）

【第２次計画事業番号：63, 100, 103】

学校において、子どもたちが様々なメディアから必要な情報を探し出し、適切に活用できる能力を養うため、ＩＣＴと学校図書館を活用します。

小･中学校では、ＧＩＧＡスクール構想に合わせたデジタル環境の整備に努め、情報リテラシー教育を推進します。



No.12 子どもの意見やアイデアを取り入れた学校図書館の運営（新規）

学校図書館は、授業支援や委員会活動等を通じ、子どもたちの意見やアイデアを積極的に取り入れ、ビブリオバトル等各校の特色ある読書普及活動を展開します。子どもたちの主体的な関わりを促すことで、学校図書館の活性化と読書習慣の定着を図ります。

No.13 学校図書館の業務を担当する職員の勤務時間の確保（継続）

【第２次計画事業番号：70,106,111】

司書教諭、図書主任、学校図書館司書が、学校図書館の整備や授業支援等の役割を果たせるよう、勤務時間の確保に努めます。

発達段階ごとの取組

～乳幼児期～

No.14 ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」の実施（継続）

【第２次計画事業番号：12】

乳幼児期から本に親しめる環境づくりを支援するため、市立図書館の司書がおすすめする絵本のブックセットを子育て関連施設に設置します。



No.15 子育て関連施設における読書環境の充実（継続）

【第２次計画事業番号：１,2,24,25】

子育て関連施設は、「おはなし　しゅっぱつしんこう！」のブックセットや市立図書館の団体貸出を活用し、各施設の読書環境の充実に努めます。

～小学生期～

No.16 子ども向けパスファインダーやリーフレットの作成（継続）

【第２次計画事業番号：46】

市立図書館では、調べ学習に役立つパスファインダー（調べ方ガイド）やリーフレットを計画的に作成します。子どもたちが、適切な情報源に基づき、読みたい本や知りたい情報へアクセスできるような学習支援に努めます。

～中・高校生期～

No.17 中・高校生の学習ニーズに応えられる読書環境の整備（継続）

【第２次計画事業番号：78,79,83,85,98.112】

市立図書館及び学校図書館において、レファレンスブックや入門的な専門書の充実を図るとともに、オンラインデータベースの活用を推進します。

中・高校生の高度化する学習ニーズに対応し、将来の進路選択に向けた主体的な学びを支える読書環境を整備します。

３　基本方針②　家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

No.18 読書に関する子どもたちの意見募集（新規）

市立図書館は、学校や子育て関連施設等と連携し、子どもたちの読書習慣や意識に関するアンケート調査を実施します。集まった意見は、新規事業や次期計画等へ反映させるなど、子どもたちの視点を大切にした施策の展開を図ります。

発達段階ごとの取組

～乳幼児期～

No.19 地域で活動する団体やボランティア等との連携（継続）

【第２次計画事業番号：４,14,20,22,29,36,45,54】

市立図書館では、地域で活動する団体やボランティア等との連携のもと、おはなし会や読書関連事業を実施します。図書館と地域が一体となり、子どもの読書活動を推進します。



No.20 子育て関連施設への団体貸出の促進（継続）

【第２次計画事業番号：17,25,32】

市立図書館は、子育て関連施設の読書環境を支援するため、読み聞かせに使うビッグブック（大型絵本）、季節や行事に関連する絵本や紙芝居等の団体貸出を促進します。多様な資料を提供することで、各施設における日常的な読書活動の充実を図ります。

No.21 市の関係各課と連携した家庭読書のＰＲ（継続）

【第２次計画事業番号：３，４，５，21，52】

市立図書館は関係各課と協力し、図書館が発行する乳幼児向けブックリストや利用案内等を保護者に配布するなど情報発信に努めます。特に、保健センターが実施する「こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）」等の機会を通じてブックリストを配布し、早期からの読み聞かせの意義について保護者に働きかけ、家庭読書の定着を支援します。

No.22 市立図書館と子育て関連施設の連携（継続）

【第２次計画事業番号：14，16，19，27，28】

市立図書館と子育て関連施設が連携しておはなし会や子どもたちの図書館訪問等を実施し、図書館に親しむ機会を増やします。また、子育て関連施設の職員やボランティア等を対象とした研修や講座を開催し、子どもの読書への理解を深める機会の提供に努めます。

No.23 子育て関連施設とボランティア等との連携（継続）

【第２次計画事業番号：３，４，26，29】

子育て関連施設では、地域で活動する団体やボランティア等と連携し、子どもたちに本の楽しさを知ってもらうための読み聞かせ等を実施します。また、子どもたちや保護者に対して家庭読書の普及に努めます。

～小学生期～

No.24 市立図書館、学校、子育て関連施設、ボランティア等との連携（継続）

【第２次計画事業番号：34，44，45，48，49，54，55，59，60，61，64，65】

市立図書館、学校、学童クラブ等の子育て関連施設は、団体貸出や研修等を通じて相互の連携を深め、子どもたちの読書習慣を育むための取り組みを進めます。

また、地域で活動する団体やボランティア等と協力して読書普及事業の開催に努め、地域交流の場の創出にも繋げます。

No.25 学校図書館とＩＣＴを活用した授業（継続）

【第２次計画事業番号：63,66,67】

学校では、教員と学校図書館司書が連携し、学校図書館とＩＣＴを活用した授業を行いながら子どもたちの主体的な学びを支援します。また、学校図書館間の相互貸借をさらに活性化させ、多様な学習ニーズに対応します。

No.26 学校図書館と保護者やボランティア等との連携（継続）

【第２次計画事業番号：72】

学校図書館では、保護者やボランティア等による蔵書整理、資料の修理、読み聞かせ等の活動を推進します。地域との繋がりを深めながら、子どもたちが本に親しめる環境を整え、学校図書館機能の充実を図ります。

No.27 小学校図書館と市立図書館の連携強化（継続）

【第２次計画事業番号：42,71】

市立図書館の団体貸出や、司書教諭・学校図書館司書を対象とした研修等を通じて情報交換を行い、市立図書館と学校図書館の連携の強化を図ります。

No.28 団体貸出の実施とテーマ・単元リストの公開（継続）

【第２次計画事業番号：51,61】

市立図書館は、学校のほか、学童クラブや児童館（センター）等の子育て関連施設へ団体貸出を実施し、各施設の読書環境の充実を支援します。

また、学校の授業や児童の調べ学習に活用できるよう、団体貸出の申し込みがあった単元・テーマの資料リストを公開します。

No.29 町たんけんの受入れ（継続）

【第２次計画事業番号：50】

市立図書館において、子どもたちが親しみをもって図書館を利用するきっかけとなるよう、小学校の町たんけんの受入れを行います。

～中・高校生期～

No.30 市立図書館と中・高等学校図書館との連携（継続）

【第２次計画事業番号：81,90,97,101,102,107,112,119】

市立図書館は、中・高等学校への団体貸出を通じ、授業や学校図書館の充実を支援します。また、研修や講演会の開催により、子どもの読書活動を推進するための情報提供に努めます。

No.31 学校図書館とボランティア等との連携（継続）

【第２次計画事業番号：93,108】

学校図書館は、地域で活動する団体やボランティア等と連携し、蔵書整理、資料の修理等の環境整備のほか、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

No.32 職場体験学習の受入れ（継続）

【第２次計画事業番号：89】

市立図書館は、生徒が自らの進路について考えるきっかけとなるよう、職場体験学習を受入れます。図書館業務の体験に加え、おすすめ本の紹介（ＰＯＰ）の作成等を通じ、中・高校生が自分の言葉で表現し発信する機会を設けます。

No.33 相互協力協定を結んでいる市内大学図書館のＰＲ（継続）

【第２次計画事業番号：84】

市立図書館では、相互協力協定を締結している市内の大学図書館について、利用対象となる市内在住の高校生に周知と利用促進を図ります。大学図書館の資料や環境にふれることで、より深い学びに繋がるようにサポートします。

４　基本方針③子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

No.34 「子ども読書の日」等に関連した事業等の実施（継続）

【第２次計画事業番号：７,22,36,56,74,75,95,110】

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に合わせ、市立図書館では、子どもの読書活動への関心を高めるための関連事業や特集展示を実施します。

No.35 ＳＮＳやインターネットを活用した情報発信（継続）

【第２次計画事業番号：23,57,96】

市立図書館では、市のＬＩＮＥ、フェイスブック、Ｘ等のＳＮＳを活用し、子ども向けの行事や特集展示等について随時発信します。充実した情報発信を行うことで、子どもたちや保護者が図書館に足を運ぶ機会を増やします。

No.36 子育て関連施設における保護者への情報発信（継続）

【第２次計画事業番号：３,30,31,33】

子育て関連施設において、講演会の開催や絵本の紹介、パンフレットの配布等を実施し、子どもの読書に関する情報発信を行います。家庭における読書の意義や楽しさを伝えることで、乳幼児期からの家庭読書を支援します。

No.37 学校における読書普及事業の実施と保護者への情報発信（継続）

【第２次計画事業番号：66,68,73,94,103,104,109】

学校図書館を中心に、図書館オリエンテーション、朝読書、「Ｒ－１読書グランプリ」等の事業を実施して子どもたちの読書への関心を高めます。あわせて、学校だより等を通じて保護者に対しても活動の様子を広く発信し、学校と家庭が連携して子どもたちの読書を支える環境をつくります。



５　読書バリアフリー推進のための取組

令和元年６月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行され、令和７年３月には、国の第二期基本計画が策定されました。また、千葉県においても令和５年３月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」が策定されるなど、活字を読むことが困難な人たちへの取り組みが進められています。

本市においても、障害等の有無にかかわらず、子どもたち一人一人が自分に合った読書のかたちを選び、豊かな本の世界と出会えるよう、読書環境の整備を推進していきます。

基本方針①　子どもの読書環境の整備・充実

No.38 アクセシブルな資料と「りんごの棚」の充実（継続）

【第２次計画事業番号：115】

全ての子どもが読書を楽しめるように、市立図書館において、アクセシブルな資料（点字資料、大きな文字の本、デイジー図書、ＬＬブック、布の絵本等）を集めた「りんごの棚」を設置し、資料の拡充を図ります。また、電子書籍やオーディオブック等の電子資料の活用も進めます。



No.39 ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう!」の実施（継続）【第２次計画事業番号：113,117】

市立図書館の司書がおすすめする絵本のブックセットを障害児通所支援事業所へ設置し、施設に通う子どもたちが日常的に本とふれあえる環境づくりを支援します。

No.40 視覚障害者等サービス（新規）

市立図書館において、活字を読むことが困難な人を対象とした、視覚障害者等サービスを実施します。サピエ（視覚障害者等情報総合ネットワーク）を活用したデイジー図書の提供等を行い、本の楽しみ方の選択肢を広げます。

No.41 宅配サービス（継続）

【第２次計画事業番号：121】

市立図書館に来館することが困難な人を対象として、月に１回、図書館職員が自宅へ貸出資料を届けるサービスを実施します。

No.42 やさしい日本語による情報発信（継続）

【第２次計画事業番号：120】

市立図書館では、ピクトグラム、写真、音声コード等を用い、やさしい日本語による利用案内を作成します。すべての子どもにわかりやすい伝え方を工夫しながら、図書館がより身近な場所となるよう情報発信に努めます。

No.43 ウェブアクセシビリティに配慮した図書館システムの構築（新規）

どの子どもにも使いやすい図書館システムを研究し、計画的な更新を図ります。

ホームページや蔵書検索システム（ＯＰＡＣ）は、ウェブアクセシビリティの規格である JIS X 8341-3:2016 に対応することを目標とします。

基本方針②　家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

No.44 バリアフリーおはなし会等の開催（継続）

【第２次計画事業番号：13,44,118】

ボランティア等と連携し、手話のついた「バリアフリーおはなし会」等のイベントや、子どもの読書バリアフリーへの理解を深める講座を開催します。

No.45 特別支援学級・特別支援学校・障害児通所支援事業所等との連携（継続）

【第２次計画事業番号：116,119】

市立図書館では、特別支援学級、特別支援学校、障害児通所支援事業所等への団体貸出等を促進し、子どもたちのニーズに応えられる読書環境の整備を支援します。

基本方針③　子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

No.46 読書バリアフリーに関する図書館サービスの周知・情報発信（継続）

【第２次計画事業番号：114,121】

市立図書館では、読書バリアフリーに関する図書館サービスの周知を図り、すべての子どもが自分に合った方法で読書を楽しむための情報発信を行っていきます。

６　指標の目標値

	指標	指標の概要	進捗状況	
			現状 （調査実施年度） （R7※1）	目標 （R13）
①	市立図書館における乳幼児対象事業の取組状況	おはなし会の参加人数	**6,177 人**	**7,200 人**
②	１か月に１冊も本を読まない子どもの割合（不読率）※2	流山市子どもの読書活動の推進に関する調査において１か月間に読んだ本の冊数を「０冊」と回答する児童生徒の割合	**小 6** **18.4%** **中 3** **34.7%** **高 2** **60.1%**	小 6 8% 中 3 20% 高 2 50%
③	読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査において「読書はすきですか」の設問に対して、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する流山市の小中学校児童・生徒の割合	**小学校児童** **70.1%** **中学校生徒** **60.7%**	小学校児童 80% 中学校生徒 80%
④	小学生・中学生・高校生期における読書の状況	市立図書館の年齢別貸出冊数における７～１２歳（小学校児童）、１３～１５歳（中学校生徒）、１６～１８歳（高等学校生徒）までの１人あたりの貸出冊数	**小学校児童** **4.3 冊/年** **中学校生徒** **2.9 冊/年** **高等学校生徒** **2.5 冊/年**	小学校児童 5.0 冊/年 中学校生徒 4.2 冊/年 高等学校生徒 3.8 冊/年
⑤	団体貸出の利用冊数	市立図書館の団体貸出における児童書の年間利用冊数	**15,326 冊**	16,000 冊
⑥	子どもの登録者数※3	市立図書館の１８歳までの有効登録者数	**9,541 人**	12,000 人

※1 指標①④⑤⑥については、令和 7 年度は中央図書館の休館期間があるため、令和 6 年度の数値とした。

※2 指標②については、国・県の計画で採用されている「１か月に１冊も本を読まない子どもの割合（不読率）」に変更した。

※3 指標⑥については、令和 5 年度の市立図書館電算システム更新に伴い、長期間利用のない登録者を除いて集計することとした。

用語解説（５０音順）

■あ行

・朝の読書活動（略称：朝読書／あさどくしょ）

学校において毎朝始業前１０分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動。１９９７年に朝の読書推進協議会が発足して以来、全国の小・中・高等学校へ急速に普及しています。朝の読書の４原則として「（１）みんなでやる、（２）毎日やる、（３）好きな本でよい、（４）ただ読むだけ」が挙げられ、感想文や記録を行わないことが特徴です。

・ウェブアクセシビリティ

「アクセシビリティ」という言葉は、Access（近づく、アクセスするの意味）と Ability（能力、できることの意味）からできています。「近づくことができる」「アクセスできる」という意味から派生して、「(製品やサービスを）利用できること、又はその到達度」という意味でも使われます。

ウェブアクセシビリティは、ウェブにおけるアクセシビリティのことです。利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること、またその到達度を意味します。

（出典：「政府広報オンライン」）

・ＬＬ（えるえる）ブック

「ＬＬ」とは、スウェーデン語の「ＬättＬäst」（やさしく読みやすい）という言葉の略。やさしい文章や写真や絵を用いるなどして、わかりやすく書かれた本のこと。日本語が得意でない人や、知的障害や発達障害がある人の利用が考えられます。

・オーディオブック

「耳で聞く本」ともよばれる音声コンテンツ。パソコンやスマートフォンを利用して、名作文学から落語や教養などの様々なジャンルの本を、耳で聴いて楽しむことができます。

■か行

・学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成５年３月に定めた学級数に応じた基準蔵書冊数のことです。

小学校		中学校	
学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2,400	1～2	4,800
2	3,000	3～6	4,800+640×(学級数－2)
3～6	3,000+520×(学級数－2)	7～12	7,360+560×(学級数－6)
7～12	5,080+480×(学級数－6)	13～18	10,720＋480×(学級数－12)
13～18	7,960+400×(学級数－12)	19～30	13,600＋320×(学級数－18)
19～30	10,360＋200×(学級数－18)	31～	17,440＋160×(学級数－30)
31～	12,760+120×(学級数－30)		

例）小学校で 18 学級の場合…10,360 冊　中学校で 15 学級の場合…12,160 冊

・家庭読書（略称：家読／うちどく）

読書をすることで家族の絆を深めることが目的の活動です。やり方に決まりはありませんが、「家族で同じ本を読む」「子どもが大人に本を読み聞かせる」「家族で同じ時間に本を読む」「家族が読書体験を語る」「家族で本を借りに行く」などいろいろな楽しみ方があります。

■た行

・団体貸出

市内の学校、学童クラブ、幼稚園、保育所（園）、社会教育関係団体、地域団体などの団体に対して本を貸出すこと。市立図書館では、団体登録をすることで図書は１００冊まで、紙芝居は１０冊まで、ビックブック（大型絵本）は２冊まで、１か月利用することができます。

■な行

・布の絵本

布などを使って制作された絵本のこと。ひもやボタン、マジックテープなどを使用し、結んだり、留めたりして楽しむことができるものもあります。

■は行

・パスファインダー（調べ方ガイド）

特定のテーマについて調べるときに図書館が提供できる資料や探索方法を紹介しているリーフレットのことです。

・ブックスタート

すべての赤ちゃんに絵本を届け、絵本を通した子育ての楽しさを保護者に伝えるために、０歳児健診などで絵本を手渡す事業。１９９２年にイギリスで始まり、日本では２００１年４月に本格的な活動が始まり、全国へ広がっています。

・ブックセット

テーマに沿って複数の本をまとめてセットにしたもの。ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」においては、図書館員が選んだ乳幼児向けの絵本をセットにしたもののことです。

・ブックトーク

ある特定のテーマに沿って数冊の本を紹介すること。参加者にそれらの本について読書意欲を起こさせることを目的とします。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を呼び起こす読書への動機付けとして効果があります。

・ブックリスト

ある基準で選択して、読書を薦めたり紹介するために作られた本のリストのこと。ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」では、図書館員のおすすめする乳幼児向けのおすすめの本のリストのことです。

・不読率

１か月に一冊も本を読まない子どもの割合のことです。

■ら行

・レファレンスブック（参考図書）

何かを調べるために使用する本のこと。辞書、地図、目録、索引、図鑑など。

関連法令

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。



第３次流山市子どもの読書活動推進計画
（素案）
令和８年
発行　流山市教育委員会
編集　流山市教育委員会生涯学習部　図書館
住所　〒270-0176　千葉県流山市加 1-1225-6
電話　04-7159-4646